

平成28年度第2回米子市指定管理者候補者選定委員会 会議概要

1 日 時 平成28年10月13日(木) 午後2時開会

2 場 所 米子市役所本庁舎3階 第2応接室

3 出席者

委 員

片木委員長、高橋副委員長、赤尾委員、関委員、林委員、廣戸委員、湯原委員、吉田委員

所管部局

大塚経済部長、細川建設部長、その他所管課職員

事務局

菅原総務部長、総務管財課職員

4 会議概要

[1 開 会]

[2 委員長あいさつ]

[3 議 事]

(1) 指定管理者候補者案(選定委員会諮問案)の審議について

ア 米子市勤労青少年ホームの審議

所管部局が、指定管理者候補者案(選定委員会諮問案)の選定過程などを説明した。

【質疑等】

(副委員長) 選定基準4の(1)「法人等の経営状況に問題はないか。」で4点差がついているが、(A社の)14点と(B社の)10点の差の内容を教えてください。

(所管部局) 財務分析指標の流動比率、固定長期適合率、自己資本比率の3点により比較した。両社とも数値の上での不安要素は全くないが、差をつけた点としてはA社に借入金がないということの評価しており、今後の不測の事態に対応できることが期待できるので評価に4点の差をつけた。

(副委員長) (差をつけた理由は)借入金の有無だけか。

(所管部局) その部分を特に評価したということである。そのほかに自己資本比率を見てみるとA社は84%でB社は60.6%となっており、一般的に70%以上であれば理想的企業であり40%以上であれば倒産しにくいと認識している。この基準からするとB社も全く問題はないが、A社の方がやや優れているのではないかと判断も(評価に)含んでいる。

(副委員長) 昨年の選定委員会でも(財務分析指標について)いろいろ議論した。自己資本比率が40%以上であれば(企業経営は)概ね大丈夫という基準については、例えならオリンピックの標準記録のようなもので、走り幅跳びで7m跳べばオリンピックに出場できるとする。(A社とB社の評価の差は)一人は7m30cm、もう一人は8m近くの記録で両者ともオリンピックに出場できるが、合宿所で食事の内容に差をつけるようなものである。また昔と違ってリース会社からすぐに借りることができる大きな車両や重機は(企業が)持たなくてよい。そういうことでも自己資本比率は変わってくるので(その数値は)あまり当てにならない。さらに大きな仕事を始めるときには借入金が必要となるが、借入金がないということは逆にやる気がないこととも取れる。だから(自己資本比率が)ある程度の水準にあれば、評価に差をつけるべきではないと思っている。(選定基準4の(1)の)1ランク差の4点があるまま総合評価の差となっているが、そこ(選定基準4の(1)の評価)で差をつけるのはいかがなものかと思う。

(廣戸委員) 勤労青少年ホーム(以下「ホーム」という。)の前年の管理実績は非常に評価が高いとの説明があったが、その上で差がついたところを見ると今言われたようなところ(選定基準4の(1)の評価)であり、それだけで評価できるのかと思うところがある。A社の事業計画書を見ると地元企業だから地域にいろいろ貢献することができるように書いてあるが、そういうことは(選定基準の)どこに評価されているのか。新規の応募者は(事業計画を)大きく書けば評価されるということであれば、現行の指定管理者は少しずつ不利になるかと思う。

(林委員) A社は非常に気負って(事業計画を)書いており、B社は現状を継続して上手にやっていくように(事業計画を)書いているというのが第一印象であった。それが(評価に)効いているような気がする。

(所管部局) 指摘のとおり両社の事業計画書だけを読み込むと差が出る一方で、これまで10年間の(管理実績の高い)評価があるという中で(評価に当たって)非常に苦慮した。現行の指定管理者の(管理業務の)実績や安定性を加味する部分(選定基準)が実質的にはないので、あくまでも事業計画書で評価することが正当と考え、(両社の事業計画書の)細かい差を探した結果(の評価)となっている。

また今後3年間でホームのあり方を検討すると説明したが、それ以後のホームがどういう施設になるか不透明な状況において一部評価(加点)を控えた部分もある。A社の自主事業のプログラムや優良勤労従業員表彰制度などの内容は加点要素たりうると判断していたが、今後それが続くものかどうか不確定な段階において加点要素としてどうかと考えた結果加点するには至らなかった。ただ(指定期間の)3年間という期間限定で考えると、A社の新たな自主事業については評価に値するという側面を持っている。

(廣戸委員) A社は平成18年度に福祉保健部の関係で(指定管理者に)応募して選定されなかったが、そのとき(今回とは)どこの評価が違っているのか。

(所管部局) (その施設は) ふれあいの里だったかと思うが、所管が違うので当時(平成18年度)のふれあいの里の資料を持ち合わせていない。今回の2社の事業計画書を見比べて、どういう点が評価に値するのかということだけでの順位付けしかできない。

(廣戸委員) それでも(ふれあいの里と) 共通する部分はあるのではないか。

(所管部局) A社は米子市の指定管理者となったことはないが倉吉市での実績があり、B社も指定管理者の実績があるので、その点では甲乙付けがたいと思う。

(湯原委員) 先ほどの説明で、自主事業について加点には至らなかったが評価に値するものがあったということだが、詳しく説明してほしい。

(所管部局) (自主事業計画書の中に) 優良勤労従業員表彰制度として、商工会議所と連携して各事業所における優良勤労者の表彰を行うことにより、勤労者のモチベーションを高めるという事業の提案があり、それが就労意欲へのつながりや雇用の定着ということにつながるのであれば、勤労者への働きかけという点で有効であるということ、加点要素になるのではないかと考えた。しかし3年後の(ホームの状況が不透明である)ことを考えて、今回は加点しなかったということである。

(赤尾委員) B社は(自主事業の) 実績があるがA社はこれ(新しい表彰制度)をしようとしている。それができるかできないかは分からないが、それは両社に言えることである。点数の差がない中で事業計画書で評価するしかないのなら、(新しい表彰制度を) やろうとする気持ちを評価してやはり加点すべきだと思う。

(所管部局) それは選定基準2の(3)「自主事業計画書の内容は適切か。」の「普通」10点の評定を「やや優れている」14点にするということか。

(赤尾委員) 所管部局がそのように(加点要素になると) 考えているのであれば評価(加点)すべきである。

(副委員長) 昨年(の選定委員会でも) 議論したが、新規の応募者は何でも書けるので100点満点の答案(事業計画書)が書ける。現行の指定管理者は実績に足りないところを加える程度で80点くらい(の事業計画書)しか書けない。この100点満点の答案(事業計画書)を額面通りに受け取るかどうかという議論である。(指定期間中の) 管理業務の評価を毎年やっているのか、また管理経費の決算額を毎年チェックしているのか確認したい。

(事務局) 管理業務の評価はモニタリング評価として毎年2回行っているし、管理経費の決算額のチェックも毎年行っている。

(委員長) 事業計画書の文面でしか評価できない点が、若干じれったい感じとして常に付きまどっている。業務実績としては、A社はビル管理が中心でB社は他にもいろいろと(業務を)やっているが、そういった点の評価項目はなかなか見つけにくい。はたして本当にA社は(事業計画どおりに)やってくれるのかという、文面とは違った思いもあることはある。基本的にはやはり文面で評価して、後は毎年度ごとのモニタリングにより指導していくという環境を作るしかない。

(吉田委員) 今後3年間でホームのあり方の見直しをするということだが、今回の指定期間の3年間はその見直しの結果を反映させる期間となるのか。

(所管部局) (今回の指定期間の) 3年間は現在のホームの形態を維持する。公の施設のあり方を今後3年間かけて検討する中で、ホームを今の形態のまま存続させるのか、あるいは文化活動施設などに形態を変えるなどいろんな選択肢があるが、議論の結果3年後にはホームではない他の施設になるということが考えられるので、その段階で新たな施設の管理者を募集しようと考えている。

(吉田委員) 自主事業の方向や内容が変わる(可能性がある)のは、今回の指定期間が終わった後になるのか。

(所管部局) そのとおり。(今回の指定期間の) 3年間は(これまでと)同じような内容の自主事業を行わせる予定としている。

(吉田委員) 優良勤労従業員表彰制度を設ける新たな提案は評価できるが、(それを実施するのは) 3年限りとなるかもしれないので、点数化するまでの評価には至らなかったということか。

(所管部局) 3年後は(ホームが)どのような施設になるか分からないということで、当初の評定には(優良勤労従業員表彰制度の評価を)反映させていなかった。今は(各委員の意見によって)、3年間限定であっても優良勤労従業員表彰制度は勤労青少年の働く意欲の向上につながるのではないかとということで、加点要素になると考える。

(委員長) この(優良勤労従業員表彰制度の)提案を前向きに受け止めるとすれば、(連携する)相手の団体が商工会議所であるので、3年後どうするか、継続も含めた対策を練った上で実施するのであれば、大いに結構ということかもしれない。これ(優良勤労従業員表彰制度の評価)を評価に加えれば、(選定基準2の(3)の)評定が1ランク上がるという考えか。

(所管部局) (A社の)自主事業の内容を加点要素とすると、選定基準2の(3)10点(「普通」)の所が14点(「やや優れている」)に上がる。また先ほど副委員長の意見もあったが、(企業の)経営状況の判断はかなり難しいというようなことから、ここ(選定基準4の(1))を同点(「普通」の10点)としても4点の差が出て、経済部の評定結果に基づくA社の第1順位というのは変わらないということになる。(A社の)選定基準・評定票は、差し替えた方が分かりやすいかと思う。

(委員長) 2つの項目(選定基準2の(3)及び4の(1)の評定)をそれぞれ修正するという所管部局からの提案となっているが、これに関して何か意見はないか。この提案だと(修正しても)順位は変わらないということになるが。

(副委員長) (2社の評定の)点数が近い場合判断に困るが、一般論として新規の応募者と現行の指定管理者の(評定の)点数が拮抗している場合、現行の指定管理者に(継続して)やらせる方が安心であるという判断もある。

(委員長) その気持ちも分からないこともないが、逆に新しい可能性の芽を摘んでしまうことにもなりかねない。この(評定点が)接近した結果も、所管部局が公正に評定した結果だと思う。

(関委員) 仮に指定管理者が交代した場合、具体的には(ホームで)働いている方が会社を移行することになるのか。雇用の継続性という観点で、どのように評価したのかを確認したい。

(所管部局) 雇用の継続性については、(選定基準4の(5)「安定的なサービス提供のために、職員の継続雇用及び労働条件を維持する意思があるか。」での)絶対評価により点数を付けている。現在ホームで4名の雇用があるが、本人の意向を確認した上で両社とも(4名)全員雇用し、今以上の勤務条件を維持するということであるので、両社とも満点(「優」の10点)の評価となっている。

(関委員) (両社は)基本的には違う会社なので、(勤務条件などが)全く同じという点に無理がないか少し不安なところもあるし、そのあたりのアセスメントをどうしたらよいか、かなり悩むところではある。100%雇用継続という条件で(指定管理者が)移行した前例やそのときのモニタリング(の結果の情報)などあれば教えてほしい。

(事務局) 今回回答できる情報が手元にないし、情報をまとめるにも時間を要する。ただ100%雇用継続を条件に(指定管理者が)移行した前例はあり、事業計画書にうたっていることは移行時の条件となるので、確実に履行されているものと思われる。その後年数が経過した後に、会社と従業員との関係で(雇用状況が)変わってくることはあるかと思う。

(廣戸委員) 100%雇用継続というのは、仮に落ちても(指定管理者とならなくても)雇用するということか。

(関委員) 指定管理者が交代した場合でも、現行の指定管理者の社員であるホームの職員は新たな指定管理者の社員となってホームでの雇用が継続されるということである。

(湯原委員) (現行のホームの職員が)行う仕事は同じということか。

(所管部局) そのとおり。職場も同じで仕事も同じということである。

(委員長) そのことは(新たに指定管理者となった)会社にとってもメリットはあると思う。現行の指定管理者が雇用している(ホームの)4名の職員は、雇用形態としては正社員ではなく(会社を)動きやすいものになっているのか。

(所管部局) 非常勤職員としての雇用であると聞いている。

(吉田委員) 指定管理者として4月から(管理業務を)スタートする際には、事業計画書どおり(の雇用形態)でスタートするのが条件であるが、4月には4人全員が雇用されているが、その後のモニタリングなどの際には本人の都合などによりその内の1人は辞められているというような状況はあり得るということか。

(事務局) そのとおり。

(関委員) 雇用の継続性というのはやはり重要な視点である。しかし(労働条件の点では)、同じ会社の中に全く別の基準の雇用形態が入ってくることについて、受け入れる会社としては、特定の部署だけ優遇するののかといった問題も生じてくる。選定基準にも(継続雇用及び労働条件の維持ということが)ある訳であるから、その点はモニタリングの段階で労働条件が維持されているのか、労使関係に問題が生じていないのかということについて、少し気を使いながらチェックする必要がある。いずれにしても、指定管理者の交代ということにより雇用の継続性や安定性を揺るがすことのないようにしなければならない。(指定管理者)制度の運用上は、そのような点に配慮してほしい。

(委員長) 今(関委員が)強調されているのは、単なる雇用の継続ではなく、雇用条件の継続が重要になってくるのではないかということだが、雇用条件に関するモニタリングの指標があるのかどうか、現状を確認したい。

(関委員) これまでに指定管理者の交代がどれくらいあったのか、またそのときに(従前と)同等以上の労働条件が確保され、それが継続していたのかどうか、少しさかのぼってでも検証しておくべきだと思う。

(事務局) モニタリング制度の中で行うかどうかは別としても、(継続雇用などが)事業計画書の内容どおりになっているかどうかについて、どこかのタイミングで所管部局が確認すべきものとする。

(関委員) 半年後のモニタリングの時点で話が違ふということ(労働条件が維持されていないこと)が分かっても、雇用の問題であるので、さかのぼって瑕疵を回復することが難しい。(指定管理者が交代する)3月から4月にかけて、変にこじれないように(新たな指定管理者に)釘を刺しておかないといけない。

(委員長) 今後指定管理者を最終決定した段階で、様々な要求事項の確認などのために所管部局が(新たな指定管理者に)接触されると思うが、その中で今回の件(継続雇用及び労働条件の維持)について改めて確認しておくべきであるとの意見である。

(所管部局) A社については、事業計画書に記載してある管理運営体制の構築のスケジュールに基づいて(継続雇用及び労働条件の維持について)話をしていくつもりである。

(副委員長) A社(の貸借対照表に)は未払消費税の記載がないが、どういうことか。

(所管部局) 未払法人税等の中に含まれているものと思う。

(副委員長) 未払法人税等の「等」は事業税のことである。未払消費税は別立てしないとけない。逆の未収消費税も記載がない。

(所管部局) (次の米子市万能町駐車場ほかの審議の間に)確認して、後ほど報告する。

(副委員長) (記載がないことは財務分析指標の)全体的な流動比率などには、ほぼ影響しない。

(委員長) 関委員から雇用継続に関する過去の事例を教えてほしいとの要望があったが、この選定委員会の場での確認が必要か。

(関委員) 事務局で確認され、後日文書で報告をもらえばよい。今回の事案(ホーム)については、(雇用継続に)関連する記述もあり、所管部局からの説明も受けたので、今回の審議に関しては(過去の事例が分からなくても)影響しない。

【審議結果】

委員の意見を受けて所管部局が選定基準に基づく評価を見直しすることとなり、見直しされた選定基準・評価票により本日継続審議することとなった。

【その他の意見】

(委員長) 今回副委員長の指摘があった(選定基準4の(1)の)法人等の経営状況に関する評価について、今後の他の施設の審議に当たり同じような評価を迫られる場面もあるかと思う。今回、選定委員の総意のもとに評価の方向性が確認されたので、選定基準・評価票の記載要領の資料のどこかに所管部局が評価する際の基準を設け、今回と同じような基準に従って評価できるような記録として引き継いでもらいたい。

(関委員) 昨年(の選定委員会で)も同じような論点で議論されて、今回も同じ指摘事項により選定基準・評価票を見直しされることとなった。

(委員長) 昨年の議論の結果が引き継がれていなかったということである。

(林委員) 選定基準・評価票の審査項目の資料にも、(所管部局が評価する際の基準を)付け加えればよい。

イ 米子市万能町駐車場ほかの審議

所管部局が、指定管理者候補者案(選定委員会諮問案)の選定過程などを説明した。

【質疑等】

(林委員) B社の勤務シフトの資料を見ると16名でのシフトとなっているが、「計25名」と記載してあるのはどういうことか。

(所管部局) 25名というのは抱えている全ての職員数であり、休暇を取られることもあり16名でのシフトとなっている。

(副委員長) A社の収支予算には事業収入の記載がなく、B社の収支予算にはそれがあるが、どういう違いか。

(事務局) 事業収入の欄には、いわゆる自主事業を行わせる際の収入額を記載させることを想定しているが、万能町駐車場ほか(以下「駐車場」という。)では自主事業を行わせないので、基本的にこの欄は空欄となる。

(所管部局) B社の事業収入の欄に記載してあるのは、自動販売機の販売収入である。

(副委員長) A社の事業計画書にある電気自動車の充電器設置、リアルタイム満空情報サービス「ネコの目」の導入、電光掲示板による情報提供、AEDの設置、トイレの改修、Wifiアンテナの設置、有線放送の導入などは、市の負担なく指定管理者が行うのか。

(所管部局) 全て指定管理料の中で(指定管理者により)行われる。

(関委員) 設備投資費に関する区分けは、50万円以上は市が負担するという事だったか。

(事務局) 金額による区分けはない。

(副委員長) 市は(設備投資に)1円も出さなくてもよいのか。

(所管部局) サービス向上策の提案として(設備投資費が)指定管理料の中に見込まれているので、別途市からの(設備投資費の)持ち出しはない。

(副委員長) 選定基準3の(1)「管理経費の節減が図られる見込みがあるか。」と選定基準3の(2)「経費節減のための方策は適切か。」は(評定が)連動するのではないか。A社の選定基準3の(1)は14点(「やや優れている」)が付いている。(A社の)選定基準3の(2)はB社と比べてもっと良い点が付かないとおかしいと思うが、同点(10点「普通」)となっているのはどういうことか。

(所管部局) 選定基準3の(1)は絶対評価により経費総額の節減率を評価する部分であり、選定基準3の(2)は(相対評価により)経費節減の方策を評価する部分であるので、必ずしも連動するものではない。

(副委員長) (選定基準3の(1)において) A社は年間180万円の経費節減の努力をしているから14点(「やや優れている」)の評価をしているが、B社は年間79万円の経費増額となり節減の努力をしていない。これがなぜ(選定基準3の(2)において)同点の5点(「普通」)となるのか納得がいかない。

(委員長) 選定基準3の(2)について、(所管部局が)具体的にどのように評価されたか説明してもらえると分かりやすい。また、B社の経費総額で増額とはなっているが、一方でどこかの部分では経費節減の取組みがあり、(選定基準3の(2)の評定は)その部分の評価となっているのではないか。

(所管部局) A社の経費節減の方策としては、繁忙時間帯に集中した人員配置と閑散時間帯の人員削減による人件費の削減、経理業務など労務全般を本部で集中管理することによる管理経費の削減、駐車場経営を幅広く行っている経験をもとに安く信頼できる(委託)業者を選定し、またグループ会社の技術力を活かして自前でできることは自前でを行うことによる委託料の削減、照明の間引きや空調の節電による電気料金の削減などを挙げている。またB社は、年度ごとの事業計画の結果の検証による無駄の削減を図り、節電ハンドブックなど省エネツールを活用することとしており、万能町駐車場では独自対応による修繕費の抑制、駅前地下駐車場との兼任体制による人件費の圧縮、駅前地下駐車場では吸排気ファンの断続運転による動力の削減、時間帯別利用者数に見合った効率的な人員配置、給水量の適正管理による水道使用量の抑制、独自対応による修繕費の抑制、近隣ビル配属の清掃専門要員の兼務などの方策を挙げている。選定基準3の(1)についてはA社のほうが大幅な経費削減を図っているが、(選定基準3の(2)の経費節減の)方策という点では両社同等であると判断して、両社とも「普通」の5点と評定した。

(副委員長) (B社は)全体として経費削減できていないのに、努力を(「普通」と)認めるとするのがよく分からない。

(所管部局) 選定基準3の(2)の項目自体が、(経費を)下げればよいというものではなく、適切な方法で下げているかどうかを見る(評価する)ものと考えている。

(委員長) B社の選定基準・評定票には、「人件費が最低賃金の上昇を見込んで増額されている。」と記載されている。国や県のレベルで決定され最低限クリアしなければならない(賃金の)水準の上昇を見込んで増額されているということは、妥当なことなのか、好ましくないことなのか。最低賃金の上昇を見越した予算計画で(人件費を)増額されているのであれば、妥当なのかもしれない。人件費は決して低くばかりがよいとは言えない訳である。一方A社(の選定基準・評定票に)は、「人件費及び委託料が節減されている。」とある。それで選定基準3の(3)「人件費の設定は適切か。」のところ(の評定)は、両社とも5点(「普通」)になっている。このあたりの関係が分かりにくいですが、全体の経費とも関係してくるので、どのような(所管部局の)判断でこのような評定になったのか。

- (事務局) B社の賃金が最低賃金を下回っているということはありませんので、最低賃金の上昇を見込んだ人件費のアップというのは、年々上がっていく(最低賃金の)上昇率を現行の人件費に反映させ、雇用条件の向上を図るという提案だと思う。
- (委員長) B社の賃金水準をそれ(最低賃金)に比例させて上げていくことを見込んだ(提案)ということか。(人件費に)関連する評価指標(選定基準)がいくつかあるが、良いと評価されたのか、悪いと評価されたのか。
- (所管部局) 人件費割合を見ると、A社は54.7%でB社は60.7%となっている。時給で見ると、A社は765円でB社は現行水準に最低賃金(現在は715円)上昇率を反映させることとなっている。両社とも人件費が極端に高かったり低かったりしていないので、(両社とも)「普通」の5点と評定した。
- (赤尾委員) 市としては、どちらを評価するのか。(最低賃金の上昇を)見込んだ(提案の)方が良いのか、より安い方が良いのか。
- (事務局) 一般論だが、最低賃金というのは都道府県ごとに決められており、(雇用者が)当然守るべき(賃金)水準である。これより(賃金水準が)下がると労働基準監督署の指導が入るので、最低でもそのライン(最低賃金)の上(の水準)であるというのが条件であると考え。
- (赤尾委員) (最低賃金の)上(の水準)であれば、評価するとか評価しないとか考えなくてもよいのか。
- (事務局) (最低賃金より)何円上だから何点(の評定)という基準は持っていない。(雇用者が)守るべき水準は、あくまでも最低賃金であると考え。
- (委員長) 現状で設定されている額としての賃金水準は、A社の方がやや高めであるということである。
- (廣戸委員) 応募書類は8月に提出されており、その頃にはこういう(最低賃金上昇の)話が新聞などにも出ていたと思う。それを見込んで(収支予算書)を出した所(B社)と今までどおり(の賃金水準)で(収支予算書)を出した所(A社)とがあってはおかしいのではないか。
- (所管部局) 最低賃金が必ずしも(人件費の)基準になる訳ではなくて、あくまで両社が最低賃金の上昇も見込んで5年間の人件費を試算した結果(の収支予算)である。
- (事務局) B社の予算組みの段階で、一つの要素として(最低賃金の上昇を)組み込んで試算したという記載だと思う。

(所管部局) A社は現行の最低賃金715円に対し、765円を想定して(人件費を)試算しているという説明であるし、B社は現行(のB社の賃金)から5年間で上がるもの(最低賃金の上昇)を考えて人件費を計上しているという説明である。両社とも不当に低い賃金で雇うということをしていないので、(両社とも)「普通」(の5点)と評定したということである。

(委員長) B社は最低賃金ぎりぎり(の水準)で賃金を設定している。最低賃金と同じような時給であるので、最低賃金が上がっていけば当然それに合わせて(B社の賃金も)上げていかないといけない。

(副委員長) A社は元々高いところに設定しているので、(最低賃金が)10円、20円上がったても大丈夫であろうということである。

(委員長) A社は人員配置がやや手薄であると評価されているが、やや手薄でもなんとか(管理業務を)まわせるだろうと判断されているのか、最低限これだけ(の人員)はクリアしないと無理じゃないのかという水準なのか、その辺りがよく分かりにくい所である。

(廣戸委員) 市の積算では、どれだけの人数を見てあるのか。

(所管部局) 市の積算イコール昨年の実績と思ってもらえばよい。(それは)B社がやっていた(管理業務の)昨年の人員配置である。先ほども説明したが、特に駅前地下駐輪場の部分で、A社は定期券更新機を導入して1人体制とすることだが、この部分を現状と比較して、定期券更新機を導入したからといって(2人から)1人減らせるほどのことなのかと疑問に思っこういう(「やや劣っている」の4点の)評価をした。

(吉田委員) (選定基準4の(2)の)「施設の管理業務に係る職員体制は十分なものか。」について資料(選定基準・評定票の審査項目)の基準の考え方から見ると、委員長が言われたように、手薄であるかどうか、十分か十分でないかという評価がなされるものだと思う。定期券更新機の(導入の)話もあるが、そういう状況も踏まえて基準を満たすのであれば、A社も例えば4点(の「やや劣っている」)ではなくて「普通」の10点(の評定)なのかと思う。

(所管部局) 定期券更新機を導入することによって人員を削減するというA社の説明であったが、繁忙期などにおいても十分(な人員体制)かと考えたときに少し(不十分かと)危惧する面もあるので、今回は「やや劣っている」の4点と評定した。ヒアリングの時点ではそのような(人員を削減するという)説明であったが、忙しくなったらどうするのかと聞いたところ、当然人員配置をやりくり(して対応する)するということをしていった。そこに所管部局として不安を感じたので、評定としては(「普通」の10点から)1ランク落としたということである。

(委員長) 選定基準4の(2)の評価の判断基準としては、人員配置だけではなく研修(計画)も含めた判断になるのか。

(所管部局) そのとおり。

(委員長) (A社の) 選定基準4の(1)(の備考欄)に自己資本比率が劣るという記載があるが、副委員長の先ほど(勤労青少年ホームの審議の中)の意見から見たらどうか。

(副委員長) 確かに(自己資本比率が)20%を切っている。昨年(の選定委員会で)も言った話だが、大きい会社が(応募者として)出てくれば、(自己資本比率の)数字上は(大きい会社が)勝ってしまう。ただ本当に(A社のグループ内で)その会社が中心となって(管理業務を)やるかやらないかは別問題であるし、そこまでは分からない。あまりこの(自己資本比率の)数字をどうこう言うことはないと思うが、今回の(A社の)場合は20%を切っているのだから、少し低いかという気がする。

(所管部局) 本来なら(法人等の経営状況の判断には)いろいろなことが絡んでくるのであろうと思うが、所管部局としてはこの(自己資本比率の)数字しか(判断材料が)ないということで評定した。

(委員長) 勤労青少年ホームの審議の中でも、この(選定基準4の(1)の)項目に関する評価基準を問題として議論した。自己資本比率が高ければ高いほど評価が高くなるのはおかしいので、例えば最低限40%をクリアしていればいくら高くても同じ(評価)だという判断に改めていくこととした。その40%という基準からしても今回(A社の自己資本比率)は低いので、4点(「やや劣っている」)という評定はそれなりに妥当かと思う。それについては、今後事務局で評価方法を改める追加項目を(選定基準・評定票の記載要領など)入れてもらうこととなった。

(事務局) (法人等の経営状況の評価は)どこに基準を置くかによって変わってくる。業種によっても自己資本比率の適正值が変わってくるし、ほとんどを借入金で賄っている所はどうしても(自己資本比率が)低くなっていく。しかし、日本有数の大企業でも自己資本比率が20%を切っている所もある。ということは、どこに基準を設定するのか難しく、事務局でも頭を悩ませている。そこで、何か良い知恵があれば聞かせてほしい。

(副委員長) 最近、金融庁などが金を貸すときの判断として、社長のやる気を見て貸すようなこともある。(企業が)赤字で大変だが、こういう計画で大手(企業)ともこういう話がついているので頑張ると言う社長には貸せる。担保も抵当も取らないし、奥さんの判も押させないというような方針でやっている。そうすると、(財務分析指標などの)数字よりも人を見るのだなと思うのだが、(米子)市内の金融機関の偉いさんに聞くと、「そうは言われなくてもね。」と言うので、私としてもどう言いようもない。ただ、(財務分析指標などの)数字というのは、社会情勢によってもいろいろ変わってくる。例えば、全日空やJALみたいに飛行機を山ほど持っている、あるいはゴルフ場みたいに土地を山ほど持っている、これらの固定長期適合率は最悪(の数値)である。それを取る(数値どおりの経営状況)かと言えば、そうではなく儲かっているというような話になる。数字偏重でありあまりここ(財務分析指標など)に点数を置きすぎるのはいかがなものかと思う。

(事務局) 一般的に言われる(財務分析指標の適正な)数値というのがあって、それらを参考にどういう方法がよいのか研究したいので、また委員の知恵も借りたい。(参考となる)本を読むと、(自己資本比率は)40%以上で大丈夫だというものもあれば、30%あれば大丈夫だというものもあるし、業種によって(財務分析指標の適正な数値は)全部違うようだ。財務分析指標そのものの評価が業種によって全然違うので、どこに合わせ(て基準を設定し)たらよいのか正直言って困惑している。引き続き勉強したいと考えている。

(委員長) いろいろと議論してきたが、決定的にここ(の選定基準の評定)を変えなければならぬという意見はなかったように思う。ただ(A社の)107点と(B社の)106点で僅差となっているが。

(林委員) しかも(選定基準の)項目によってものすごく差があるので、どこを見るかということになるが、私としては顧客へのサービスの点で(A社の選定基準2の)36点というのを評価したい。

(吉田委員)(選定基準)2と3を見るとA社(の評定)が良く、本当はここを中心に考えるとA社(が優れている)ということだが、(選定基準)1と4はB社(の評定)が高く、(総合評定で)1点差の判断が難しい。

(委員長) 海外で行われる選挙で、(票数が僅差であることについて)何か不正があったのではないかなどと問題になることがあるが、(A社とB社の1点差について)そのような疑いをかけられかねない。しかし、あえてこの1点差の(選定基準・)評定票を提出されたということは、おそらく(所管部局で)公正な評価を重ねられてきたものだと思う。

(所管部局) 所管部局としては、まず経費が安いということでA社を評価し、サービスの向上に関してもいろいろな提案があり、そこも少しは良くなるかと期待してA社を評価した。ただ法人等の経営状況に関しては(自己資本比率がB社の)70%と(A社の)20%というところで(評定に)優劣をつけたし、人員を削減された点で(不安があり)A社(の評定)を落とした。その結果としてこういう数字(1点差)になったということである。所管部局の気持ちとしては、経費(の節減)を重視するとA社(が優れている)かという思いがある。しかし、例えば法人等の経営状況(の評定)に関して、A社を(「やや劣っている」の4点から「普通」の)10点にすると、総合評定は(さらに)点差がついてくるということになる。

【審議結果】

選定基準に基づく市の評定結果に異議はなく、市の評定どおり優先交渉権の順位付けが承認された。

ウ 米子市勤労青少年ホームの継続審議(追加日程)

所管部局が修正した指定管理者候補者案(選定委員会諮問案)が確認された。

【質疑等】

特になし。

【審議結果】

選定基準に基づく市の評定結果に異議はなく、市の評定どおり優先交渉権の順位付けが承認された。

【報告事項】

A社の貸借対照表に未払消費税の記載がないことについて確認した結果、流動負債の未払金の中に含めて計上されていたということを所管部局が説明した。

【報告事項の質疑等】

(副委員長) 未払消費税は(未払金の中に含めず)別立てしないといけない。

(所管部局) 今後そのようなことがあれば、(A社を)指導していきたい。

(2) 答申案の協議について

答申書の事務局案を提案し、協議が行われた。

【質疑等】

特になし。

【協議結果】

審議結果に基づいて作成した答申書案について、異議なしと決定された。

[4 その他]

本年度中新たな会議の開催は予定していないこと、平成29年度は1施設、平成30年度は2施設の指定管理者の選定のために会議の開催を予定していることなどが確認された。

[5 閉会]